

初生ひな及び種卵の 輸入検査場所指定及び輸入検疫要領

制 定 平成 31 年 3 月 29 日 付け 30 動検第 1164 号
最終改正 令和 8 年 10 月 1 日 付け 8 動検第 512 号

農林水産省動物検疫所

目次

第1章	輸入初生ひな及び種卵の検査場所指定	- 5 -
1	検査場所指定申請書の提出	- 5 -
2	指定申請に係る審査	- 5 -
3	指令書の交付	- 5 -
4	標示書の交付	- 6 -
5	検査場所の申請書類の保存	- 6 -
6	検査場所の指定を受けた者の遵守事項	- 6 -
7	立入検査	- 8 -
8	指令書及び申請事項の変更	- 8 -
9	検査場所の施設の増改築	- 8 -
10	検査場所の継続指定	- 9 -
11	検査場所の指定の取消し	- 9 -
別紙1	輸入初生ひな及び種卵の検査場所指定基準	- 10 -
I	初生ひなの検査場所	- 10 -
1	検査場所用地の一般的環境に関する事項	- 10 -
2	検査場所の施設及び設備に関する事項	- 11 -
3	器材に関する事項	- 13 -
4	検査場所の責任者に関する事項	- 13 -
5	育すう管理者に関する事項	- 13 -
6	検査場所の防疫・衛生管理に関する事項	- 13 -
II	種卵の検査場所	- 14 -
1	検査場所用地の一般的環境に関する事項	- 14 -
2	検査場所のふ卵施設等に関する事項	- 14 -
3	器材に関する事項	- 15 -
4	検査場所の責任者に関する事項	- 15 -
5	種卵管理者に関する事項	- 15 -
6	検査場所の防疫・衛生管理に関する事項	- 16 -
第2章	初生ひな及び種卵の輸入検疫	- 17 -
1	届出前の指導	- 17 -
2	輸入に関する届出	- 17 -
3	輸入検査の申請	- 17 -
4	係留検査に係る輸入者への指示	- 18 -
5	到着港における検査等	- 19 -
6	検査場所到着時の確認	- 19 -
7	検査場所における係留検査	- 19 -
8	輸入検疫証明書の交付	- 19 -
9	検査結果の都道府県への通知	- 19 -
10	監視伝染病摘発に伴う都道府県への通知	- 19 -

11 国内において法第 32 条に基づく家きんの移動の制限が実施された場合の対応	- 20 -
別紙 2 係留検査受検上の留意事項	- 21 -
第 3 章 到着港における検査等	- 23 -
1 検査手順	- 23 -
2 検査に基づく処置	- 23 -
3 検査場所への送致	- 24 -
4 検査結果の報告	- 24 -
5 検査材料の保存	- 24 -
第 4 章 検査場所における係留検査	- 25 -
1 係留期間	- 25 -
2 係留期間中に実施する検査	- 25 -
3 検査場所における死亡・とう汰ひな等の採材	- 25 -
4 係留期間中の検査場所からの報告	- 26 -
5 立入検査	- 26 -
6 到着港所長に対する検査の依頼	- 28 -
7 検査に基づく処置	- 28 -
8 その他	- 29 -
別紙 3 鳥インフルエンザ及びサルモネラ症の検査対応	- 30 -
別記様式第 1－1 号 初生ひなの輸入検査場所指定申請書	- 31 -
別記様式第 1－2 号 種卵及び初生ひなの輸入検査場所指定申請書	- 32 -
別記様式第 2 号 初生ひな・種卵の輸入検査場所の指定について（照会）	- 33 -
別記様式第 3－1 号 初生ひなの輸入検査場所の指定について	- 34 -
別記様式第 3－2 号 種卵及び初生ひなの輸入検査場所の指定について	- 35 -
別記様式第 4 号 育すう日誌	- 36 -
別記様式第 4 号別紙 育すう舎内のひな群配置図	- 36 -
別記様式第 5 号 種卵管理日誌	- 38 -
別記様式第 6－1 号 育すう成績報告書	- 39 -
別記様式第 6－2 号 種卵管理及び育すう成績報告書	- 40 -
別記様式第 7－1 号 初生ひなの輸入検査場所に係る変更届出書	- 41 -
別記様式第 7－2 号 種卵及び初生ひなの輸入検査場所に係る変更届出書	- 42 -
別記様式第 8－1 号 初生ひなの輸入検査場所指定申請書（継続）	- 43 -
別記様式第 8－2 号 種卵及び初生ひなの輸入検査場所指定申請書（継続）	- 44 -
（別記様式第 9 号） 動物の輸入に関する届出書	- 45 -
別記様式第 10 号 初生ひな及び種卵の輸入に関する変更届出書	- 46 -
（別記様式第 11 号） 輸入検査申請書	- 47 -
別記様式第 12 号 係留検査に係る届出・誓約書	- 48 -
別記様式第 13 号 育すう管理者等についての届出・誓約書	- 49 -
別記様式第 14 号 輸送計画書	- 49 -
別記様式第 15 号 輸入初生ひなの到着確認報告	- 51 -

別記様式第 16 号 輸入種卵の到着確認報告	- 52 -
別記様式第 17 号 高病原性鳥インフルエンザを疑う異常所見等に関する報告（到着時検査）	- 53 -
別記様式第 18 号 高病原性鳥インフルエンザを疑う異常所見等に関する報告（係留検査）	- 54 -
別表 1 鳥インフルエンザの検査材料採取、処理方法及び検査方法	- 55 -
別表 2 サルモネラ症の検査材料採取、処理方法及び検査方法	- 56 -

平成 31 年 3 月 29 日付け 30 動検第 1164 号
令和 7 年 6 月 10 日付け 7 動検第 238 号（一部改正）
令和 8 年 10 月 1 日付け 8 動検第 512 号（一部改正）

初生ひな及び種卵の輸入検査場所指定及び輸入検疫要領

家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）第 45 条第 1 号のロに掲げる動物の初生ひな（以下「初生ひな」という。）及びこれらの動物の種卵の輸入検査を家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 40 条第 3 項ただし書の規定に基づき農林水産大臣の指定する検査場所（以下「検査場所」という。）において行う場合の検査場所の指定及び輸入検疫は、別に定めるところによるほかは、本要領に定めるところによる。

検査場所の指定及び輸入検査手続に係る届出、申請等については、電子メール又は「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 673 号）に定める電子情報処理組織等により行うことができる。

第 1 章 輸入初生ひな及び種卵の検査場所指定

1 検査場所指定申請書の提出

申請場所の所在地を管轄する動物検疫所の長（以下「指定担当所長」という。）は、検査場所の指定を受けようとする者（以下「検査場所申請者」という。）に対し、初生ひな又は種卵（以下「初生ひな等」という。）を輸入する予定日の 40 日前までに、育すう舎等のサルモネラ検査成績書及び標準作業書を添えて、「初生ひなの輸入検査場所指定申請書」（別記様式第 1－1 号）又は「種卵及び初生ひなの輸入検査場所指定申請書」（別記様式第 1－2 号）を提出させる。

2 指定申請に係る審査

- （1）指定担当所長は、申請書を受理したときは、指定に先立ち申請場所の所在地を管轄する都道府県（以下「検査場所管轄都道府県」という。）畜産主務課長へ「初生ひな・種卵の輸入検査場所の指定について（照会）」（別記様式第 2 号）により照会するとともに、家畜防疫官に書類審査及び現地調査を行わせる。
- （2）家畜防疫官の現地調査では、申請場所について、「輸入初生ひな及び種卵の検査場所指定基準」（別紙 1。以下「指定基準」という。）の具備状況を確認する。なお、現地調査は、検査場所管轄都道府県の希望に応じ、家畜防疫員の協力を得て行う。

3 指令書の交付

- （1）指定担当所長は、第 1 章 2 の（1）の照会結果を踏まえ、書類審査及び現地調査の結果、指定基準を充足しており、申請場所を検査場所として指定して差し支えないと認めた場合は、指令書を検査場所申請者に交付する。
- （2）指定担当所長は、指令書を交付したときは、「初生ひなの輸入検査場所の指定に

ついて」（別記様式第３－１号）又は「種卵及び初生ひなの輸入検査場所の指定について」（別記様式第３－２号）により、動物検疫所長に報告するとともに、到着（予定）港を管轄する動物検疫所の長（以下「到着港所長」という。）、検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所の長（以下「検査担当所長」という。）及び検査場所管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

- （３）検査場所の指定期間は、輸入予定の初生ひな等の輸入検査が終了する日までとする。ただし、検査場所において継続して輸入検査が行われる場合にあっては、指定の日から１年を超えない期間とすることができる。
- （４）指定担当所長は、検査場所の指定期間が終了した場合、指定を取り消した場合又は初生ひなの検査場所の指定を受けた育すう舎に併設して種卵の検査場所の指定を行う場合は、検査場所の指定を受けた者に対し、交付済みの指令書の電子データ及び印刷物を速やかに廃棄するよう指示する。

4 標示書の交付

- （１）指定担当所長は、第１章３の指令書の交付に併せて、検査場所の使用目的、指令番号及び指定期間を明記した標示書を検査場所申請者に交付し、指定期間中、標示書を検査場所の見やすい場所に掲示させる。
- （２）指定担当所長は、検査場所の指定期間が終了した場合、指定を取り消した場合又は初生ひなの検査場所の指定を受けた育すう舎に併設して種卵の検査場所の指定を行う場合は、検査場所の指定を受けた者に対し、交付済みの標示書の電子データ及び印刷物を速やかに廃棄するよう指示する。

5 検査場所の申請書類の保存

指定担当所長は、検査場所の指定を受けた者に対し、検査場所が指定を受けている間、初生ひな等の検査場所指定申請に係る関係書類を適切に保存し、家畜防疫官の求めがあった場合には提示するよう指示する。

6 検査場所の指定を受けた者の遵守事項

- （１）家畜防疫官の指示事項を遵守すること。
- （２）初生ひなの検査場所では、輸入初生ひな以外のひなを飼養しないこと。また、種卵の検査場所では、輸入種卵以外の種卵及び輸入種卵ふ化後の初生ひな以外のひなをふ卵又は飼養しないこと。
- （３）輸入初生ひな等の種類、生態に応じた器材及び設備を準備すること。
- （４）係留期間中及びふ卵期間中は、同一検査場所で同一ロット（同一航空機又は船舶で輸入された初生ひな等及び当該初生ひな等と同一の検査場所に収容されていた初生ひな等をいう。以下同じ。）以外の初生ひなの飼養や種卵のふ卵を行わないこと。
- （５）係留期間中、輸入初生ひな及び輸入種卵ふ化後の初生ひなの飼養衛生管理に当たる専任の管理者（以下「育すう管理者」という。）を配置すること。育すう管理者は初生ひなの飼養管理及び育すうに関する専門的な知識並びに家畜衛生に対する理

解を有していること。また、種卵の検査場所の場合は、輸入種卵の管理に当たる専任の管理者（以下「種卵管理者」という。）を配置すること。種卵管理者は、種卵及び初生ひなの管理並びに育すうに関する専門的な知識並びに家畜衛生に対する理解を有していること。

- (6) 検査場所における係留検査を円滑に実施するため、係留期間中、育すう管理者又は種卵管理者（以下「育すう管理者等」という。）に必要な指示を行い、検査場所の施設、設備、器材等の管理及び初生ひな等の飼養衛生管理を的確に行う責務を果たす者として検査場所の責任者を配置すること。検査場所の責任者は、家畜防疫官の指示事項を完全に励行できると認められる者であること。
- (7) 係留期間中は、検査場所の責任者、育すう管理者等以外の者の検査場所への出入りを原則として禁止すること。やむを得ず立入りが必要となる場合は、検査担当所長に届け出て許可を得た上、適切な防疫措置を取らせるとともに、その状況を記録させること。
- (8) 係留期間中は、育すう舎、ふ卵施設及びその付属施設の出入口に手指消毒器及び踏込消毒槽を設置し、手指及び長靴の消毒を励行するとともに、専用の清潔な作業衣及び長靴を備え、作業に当たっては必ず更衣すること。
- (9) 使用する施設及び器材については、初生ひな等の収容前及び輸入検査終了後、家畜防疫官の指導及び標準作業書に従い、消毒等を実施すること。
- (10) 検査場所の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、初生ひな等の輸送車両は、検査場所入退場時に消毒を実施すること。また、初生ひな等の搭載前及び取卸し後においても、家畜防疫官の指導及び標準作業書に従い、消毒を実施すること。
- (11) 初生ひなの輸送箱は、検査場所に到着し採材を行った後に、消毒、焼却等により適切に処理すること。種卵の輸送箱についても同様に処理すること。
- (12) ブルーダー又は区画ごとに初生ひなの健康状態を詳細に観察し、また、種卵の場合は、定期的に検卵し、異常を認めたときは、速やかに検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所（以下「検査担当動物検疫所」という。）に連絡し、必要な指示を受けること。
- (13) 係留期間中に生じた死亡・とう汰ひな並びに破卵、発育中止卵（死ごもり卵を含む。以下同じ。）等の管理については、検査担当動物検疫所の指示に従うこと。
- (14) 家畜防疫官の許可なく投薬、治療等の行為を行わないこと。
- (15) 「育すう日誌」（別記様式第4号）に健康状況等に関する事項を的確かつ詳細に記載し、検査担当動物検疫所に毎日報告すること。種卵の場合は、「種卵管理日誌」（別記様式第5号）に同様に記載し、毎日報告すること。
- (16) 必要に応じ「育すう成績報告書」（別記様式第6－1号）又は「種卵管理及び育すう成績報告書」（別記様式第6－2号）により検査担当動物検疫所に報告すること。
- (17) 初生ひな等が、災害盗難等の事故に遭遇したときは、速やかに事故の状況を検査担当動物検疫所に報告すること。

- (18) 検査担当動物検疫所と緊密な連絡を取り、初生ひな等の係留検査に遺漏のないようにすること。
- (19) 係留期間中の排せつ物、汚物等は、汚物入れに収納の上、係留検査終了後、家畜防疫官の指導に従い消毒、焼却等適切に処理すること。
- (20) 指定担当所長が交付する検査場所の指定に関する標示書を、検査場所の見やすい場所に掲示すること。
- (21) 指令書及び標示書は、指定期間終了後、直ちに電子データ及び印刷物を廃棄すること。
- (22) 初生ひな等の検査場所指定申請書に係る関係書類を、検査場所が指定を受けている間、適切に保管し、家畜防疫官の求めがあった場合に提出すること。
- (23) 検査場所の責任者は、標準作業書に規定する記録簿を5年間は適切に保管し、家畜防疫官の求めに応じ提出すること。
- (24) 法第12条の3に定められた飼養衛生管理基準を基本とした、適切な飼養衛生管理を徹底すること。

7 立入検査

指定担当所長は、必要に応じて、検査場所における指定基準及び指定を受けた者の遵守事項の遵守状況を確認するため、家畜防疫官に立入検査を行わせる。

8 指令書及び申請事項の変更

- (1) 指定担当所長は、指令書又は検査場所指定に係る申請事項等の記載内容に変更が生じたときは、第1章1に準じて遅滞なく、検査場所の指定を受けた者に「初生ひなの輸入検査場所に係る変更届出書」（別記様式第7-1号）又は「種卵及び初生ひなの輸入検査場所に係る変更届出書」（別記様式第7-2号）（併せて以下「変更届出書」という。）を提出させる。
- (2) 変更届出書を接受した指定担当所長は、家畜防疫官に変更内容を審査させ、第1章3に準じて処理し、動物検疫所長に報告するとともに、到着港所長、検査担当所長及び検査場所管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

なお、審査の結果、変更内容が検査場所の責任者の氏名や連絡先の変更等、輸入検査に支障がなく、家畜防疫官が軽微な変更と認める場合は指令書の変更を要しない。また、必要に応じて検査場所管轄都道府県畜産主務課に情報提供する。
- (3) 指定担当所長は、検査場所指定の変更手続に係る指令書を交付するときは、検査場所の指定を受けた者に対し、先に交付した指令書の電子データ及び印刷物を速やかに廃棄するよう指示する。

9 検査場所の施設の増改築

- (1) 指定担当所長は、検査場所の指定を受けた者に、施設の増改築を行うときは、その計画段階において届出させる。
- (2) 届出を受けた指定担当所長は、その旨を検査場所管轄都道府県畜産主務課長に通知するとともに、検査場所の指定を受けた者に対して必要な指示を行う。

- (3) 指定担当所長は、増改築を終了した旨の報告を受けた後、第1章2に準じて現地調査を行い、工事の完工を確認する。また、必要に応じて第1章3の指令書交付時の関係書類の訂正を行い動物検疫所長に報告するとともに、到着港所長、検査担当所長及び検査場所管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

10 検査場所の継続指定

- (1) 指定担当所長は、指定期間終了後も同一場所において、継続して初生ひな等の検査場所の指定を受けようとする者に、指定期間終了の40日前までに「初生ひなの輸入検査場所指定申請書（継続）」（別記様式第8－1号）又は「種卵及び初生ひなの輸入検査場所指定申請書（継続）」（別記様式第8－2号）を第1章1に準じて提出させる。
- (2) 申請を受理した指定担当所長は、第1章2から第1章4に準じて処理する。
- (3) 指定担当所長は、書類審査により継続指定が適当と認める場合は、家畜防疫官の現地調査を省略できる。ただし、現地調査を省略して継続指定を行った検査場所については、次の指定申請時には現地調査を行う。

11 検査場所の指定の取消し

指定担当所長は、検査場所が次の(1)から(5)のいずれかに該当するとき又は輸入検査に支障があると認めたときは、検査場所の指定を取り消し、その旨を動物検疫所長に報告するとともに、到着港所長、検査担当所長及び検査場所管轄都道府県畜産主務課長に通知する。

- (1) 検査場所又はその周辺に家きんの監視伝染病が発生した場合であって、輸入検査に支障がある場合。
- (2) 検査場所の指定を受けた者が、指定基準又は指定を受けた者の遵守事項の遵守を怠った場合。
- (3) 災害の発生により、輸入検査に支障があると認めた場合。
- (4) 検査場所の指定を受けた者から検査場所の指定取消しの要請があった場合。
- (5) 輸入実績がない場合又はその他の理由により、検査場所としての指定が必要ないと判断した場合。

別紙 1

輸入初生ひな及び種卵の検査場所指定基準

初生ひな及び種卵の輸入検査を行う検査場所の指定基準は、次のとおりとする。

I 初生ひなの検査場所

1 検査場所用地の一般的環境に関する事項

- (1) 検査場所は、国道、県道、市町村道のいずれを問わず、交通の頻繁な道路から離れていること。距離はおおむね 50m 以上を目安とする。

ただし、次のア及びイの要件を満たす場合には、これを緩和できる。

ア 周辺の養鶏施設、ふ化場、食鳥処理施設、飼料工場、GP センター、鶏糞処理場等の家きん関連施設（以下「関連施設」という。）の所在地と道路網の整備状況から、家きん及びその生産物、飼料等を搭載した車両の通行の蓋然性が極めて低いこと。

イ 育すう舎は、ウインドレス又は窓を有する場合には常時閉鎖されている閉鎖型の施設であって、次の（ア）又は（イ）の条件を満たしていること。

（ア）排気方向が道路を避ける構造であること。

（イ）排気口に覆いが設けられている、鋼板や崖に面している等により、排気が直接道路に影響することのない状況であること。

- (2) 検査場所の施設は、育すう舎及びその付属施設のみとすること。

- (3) 検査場所の周囲 200m 以内には、関連施設がないこと。

ただし、次のア及びイの要件を満たす場合には、これを緩和できる。

ア 検査場所と関連施設の間に 100m 以上の間隔があること。

イ 検査場所と関連施設の間に森林等の遮蔽物があり、関連施設と検査場所の間で直接風による影響を受ける蓋然性が低いこと。

- (4) 検査場所は、土地が乾燥しており、かつ、排水溝を備えて、下水は衛生的に処理されていること。

- (5) 検査場所への立入りが次のとおり規制されていること。

ア 家きん又はその生産物の搬出入及び外来者の立入りができないよう、出入口は常時施錠されていること。

イ 検疫育すう場であること及び外来者は立入禁止であることが表示されていること。

ウ やむを得ず外来者の立入りが必要となる場合は、次の（ア）から（カ）までを満たすこと。

（ア）検査場所の責任者は、外来者の立入りについて事前に家畜防疫官の許可を得ること。

（イ）外来者は、原則として過去 1 週間以内に他の畜産施設等に立ち入っていないこと。また、過去 1 週間以内に海外から入国又は帰国していないこと。

- (ウ) 過去 2 か月以内に海外で使用した衣服及び履物を持ち込まないこと。
- (エ) 車両の出入りの際は、検査場所の出入口において車両消毒を行うこと。
- (オ) 初生ひなの輸入検査終了時まで、他の家きんへ接触しないこと。
- (カ) 外来者の消毒等に関する標準作業書を有すること。

2 検査場所の施設及び設備に関する事項

(1) 独立した建造物であること。

(2) 育すう舎から 50m以上離して囲いを設置すること。囲いの高さは 1.5m以上とし、人、犬猫等が侵入できないよう十分な強度を有する板、金網等で作られていること。

育すう舎から 50m以上の距離を確保できないときは、育すう舎から 10m以上離して囲いを設け、その外側 40m以上の周辺を検疫協力地として有刺鉄線で囲うこと。

ただし、検疫協力地を設定して有刺鉄線で囲うことについては、次のアからエまでのいずれかの要件に該当する場合は、これを緩和できる。

ア 林地又は原野中に孤立し、あるいはこれらにより隔絶されていること。

イ 丘陵の高低差、河川、海岸等により隔絶した状況にあること。

ウ 隣接地における所有者の了解が得られ、動物検疫に対する協力体制が得られていること。

エ 遮蔽性が高く十分な強度を有する鋼板等により囲いが設置されていること。

さらに、育すう舎から 10m以上離して囲いを設置することについては、アからエまでのいずれかの要件を満たし、かつ次の（ア）又は（イ）のいずれか、及び（ウ）の要件を満たして本文の記載と同様の構造を有する囲い（エの場合は鋼板とする。）を設置する場合には、これを緩和できる。

（ア）育すう舎の出入口から 10m以内に囲いが無いこと。

（イ）育すう舎の出入口から 10m以内に囲いがある場合は、その箇所は初生ひなを確実に止められる程度の目の細かさを有する網を張る又はエと同様の構造を有する囲いとする。

（ウ）車両消毒場所及び育すう舎内で使用する器材を育すう舎外に持ち出して清掃、消毒する場合の作業場所が囲いの内側に確保されていること。

なお、人、犬猫等の侵入、初生ひなの逃亡の蓋然性が極めて低いと考えられる切り立った崖が育すう舎から 10m以内にある場合は、崖の箇所に重ねて囲いをする必要はない。

(3) 水道施設は、育すう室内及び育すう舎の近くに設け、施設内外の洗浄、消毒、器材消毒槽の設置等による器材の洗浄、消毒等が容易に実施できること。

(4) 育すう舎、給水設備及び飼料置場（給餌設備を含む。）は、野鳥、ねずみ等が侵入できないような構造であり、防鳥ネット（網目の大きさは 2 cm以下又はそれと同等の効果を有するもの）の設置等野鳥、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講じていること。また、野鳥、ねずみ等の侵入防止及び駆除に関する標準作業書を有すること。

- (5) 育すう管理者は専任とし、その宿泊施設は、原則として育すう舎に付属して作られていること。付属して設置することが困難な場合には同一構内に設備されていること。なお、育すう管理者以外の者が同居しないこと。
- (6) 更衣室は、検査場所の出入口付近又は育すう舎の前室内に設け、当該場所では、①育すう舎外着の脱衣場所、②シャワー室等身体を洗浄できる場所、③育すう舎内着の着衣場所を区分していること。
- (7) 踏込消毒槽は、十分な深さを有し、少なくとも靴（長靴を含む。）の甲が浸るまで新しい消毒薬液で満たされること。手洗消毒器は、常に新しい消毒薬液で満たし、清潔な手拭きを備えてあること。踏込消毒槽等の管理のための標準作業書を有すること。
- (8) 死亡・とう汰ひな及び輸送箱の敷料を保存するための冷蔵／冷凍庫を備えること。また、ひなの死体の保管場所は、野鳥、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講じていること。ひなの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じていること。
- (9) 育すう舎の周辺は、次のア及びイの構造を有するとともに、定期的な除草（草刈を含む。）を行うことにより常に清潔に保たれ、整理整頓されていること。また、育すう舎内外を清潔に保つための標準作業書を有すること。
- ア 育すう舎の軒下（犬走り）が舗装（コンクリート、砂利等による。以下同じ。）されていること。
- イ 更衣施設から育すう舎までの通路が舗装されていること。ただし、育すう舎の前室内に更衣室がある場合は不要とする。
- (10) 育すう舎及び囲いは、破損していないこと。破損している場合は、破損箇所は修復されていること。
- (11) 育すう舎の構造
- ア 育すう室の面積は、1,000羽につき少なくとも33㎡（10坪）以上であること。だちょうの場合は、80羽につき少なくとも15㎡（4.6坪）以上であること。
- また、異常ひなを分離して飼育観察できる余積を有すること。
- イ 天井を張る場合は、耐水素材であること。天井を張らない場合は、洗浄、消毒等が可能であること。また、換気装置を設けること。
- ウ 床は、コンクリート床等の不浸透性で洗浄、消毒等が可能であること。
- エ 側壁及び出入り扉は、洗浄、消毒等が可能であること。
- オ 窓、換気口（有する場合）には防虫網の設置等蚊やはえの侵入防止措置を講じること。また、猫、野鳥等の侵入を防止できる強度を有すること。
- カ 出入口及び窓（有する場合）は施錠が可能であること。
- キ 排水の消毒が可能な汚水ます等の設備を備え、下水は水質汚濁防止法等関連法規の規制に基づき衛生的に処理されること。
- ク 汚物等の処理は、消毒、焼却等、合法かつ適切な処理ができること。

3 器材に関する事項

- (1) 育すう器は、各個体についての検査を容易に行い得るように努めて平飼い方式を採用することとし、なるべく傘型育すう器等を用いること。
- (2) 飼養管理器材（給餌用器、給水器、バケツ、ちり取り、簞、ビークトリミング用器材等）は専用のものを用いること。飼養管理器材は、飼育するひなの種類に適したものを備えていること。
- (3) 飼養管理器材等を検査場所に持ち込む場合、消毒を行うこと。
- (4) 作業衣及び長靴は、専用のものを2組以上備えていること。その他、外来者のための作業衣、長靴等を備えていること。
- (5) 室内湿度計及び最高最低温度計を備えていること。
- (6) ひな体重測定用秤量器及び薬液測定用秤量器（メスシリンダー等）を備えていること。
- (7) スチームクリーナー、噴霧器等の消毒器具を備えていること。
- (8) 器材の保守点検等に関する標準作業書を有すること。

4 検査場所の責任者に関する事項

- (1) 検査場所の責任者は、家畜防疫官の指示事項を完全に励行すると認められる者であること。
- (2) 検査場所に出入りする場合は、輸入検査開始1週間前から輸入検査終了時まで、当該ひな以外の家きん及び家きんの死体、排せつ物等に接触しないこと。また、輸入検査開始前1週間以内に海外渡航していないこと。

5 育すう管理者に関する事項

- (1) 育すう管理者は、専任で輸入初生ひなの飼養管理を行い、輸入検査開始1週間前から輸入検査終了時まで、当該ひな以外の家きん及び家きんの死体、排せつ物等に接触しないこと。また、輸入検査開始前1週間以内に海外渡航していないこと。
- (2) 育すう管理者は、初生ひなの飼育管理及び育すうに関する専門的な知識並びに家畜衛生に関する知識経験を有し、家畜防疫官の指示事項を励行できると認められる者であること。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザを疑う所見について理解し、異状を発見した際は直ちに家畜防疫官に報告することを遵守できる者であること。
- (4) 年1回以上健康診断を受けること。また、初生ひなの健康に悪影響を与えるおそれがあると考えられる健康状態の場合は、初生ひなの飼養管理に従事しないこと。

6 検査場所の防疫・衛生管理に関する事項

- (1) 使用する飼料、飲水及び敷料の清浄性を確保するための標準作業書を有すること。
- (2) 初生ひなの輸送等を的確に行うための標準作業書を有すること。
- (3) 初生ひなの飼養管理を的確に行うための標準作業書を有すること。
- (4) 検査場所の責任者及び育すう管理者（以下「従事者」という。種卵の検査場所の

場合は、種卵管理者を含む。以下同じ。)の防疫管理を的確に行うための標準作業書を有すること。また、従事者の海外渡航歴を記録する記録簿等を備えていること。

(5) 埋却の用に供する土地の確保又は焼却のための準備措置が講じられていること。

II 種卵の検査場所

1 検査場所用地の一般的環境に関する事項

検査場所は、Iの初生ひなの検査場所の同一敷地内で育すう舎に併設して設置するものとし、ふ卵施設及びその付属施設（以下「ふ卵施設等」という。）のみとする。また、その一般的環境については、初生ひなの検査場所用地の一般的環境に関する事項に準じるものとする。

2 検査場所のふ卵施設等に関する事項

(1) 輸入種卵専用の施設であること。

(2) 水道施設は、ふ卵施設等の室内及びその近くに設け、施設内外及び器材の洗浄、消毒等が容易に実施できること。

(3) ふ卵施設等は、野鳥、ねずみ等が侵入できないような構造であること。

(4) 種卵管理者は専任とすること。

(5) 更衣室は、検査場所の出入口付近又はふ卵施設等の前室内に設け、当該場所では、①ふ卵施設等外着の脱衣場所、②シャワー室等身体を洗浄できる場所、③ふ卵施設等内着の着衣場所を区分していること。

(6) 踏込消毒槽は、十分な深さを有し、少なくとも靴（長靴を含む。）の甲が浸るまで新しい消毒薬液で満たされること。手洗消毒器は、常に新しい消毒薬液で満たし、清潔な手拭きを備えてあること。踏込消毒槽等の管理のための標準作業書を有すること。

(7) 発育中止卵を保管するための冷蔵／冷凍庫を備えること。

(8) ふ卵施設等の周辺は、次のア及びイの構造を有するとともに、定期的な除草（草刈を含む。）を行うことにより常に清潔に保たれ、整理整頓されていること。

ア ふ卵施設等の軒下（犬走り）が舗装されていること。

イ 更衣施設からふ卵施設等までの通路が舗装されていること。ただし、ふ卵施設等の前室内に更衣室がある場合は不要とする。

(9) ふ卵施設等及び囲いは、破損していないこと。破損している場合は、破損箇所は修復されていること。

(10) ふ卵施設等の構造

ア 施設内は、洗浄、消毒等が可能であること。また、種卵の消毒が可能な設備があること。

イ ふ卵後のひなの取扱い、ワクチン接種その他必要な処理を、衛生的かつ感染のおそれなく実施できる施設設備を有すること。

ウ 窓、換気口（有する場合）には防虫網の設置等、蚊やはえの侵入防止措置を講じること。

エ 出入口及び窓（有する場合）は施錠が可能であること。

オ 排水の消毒が可能な汚水ます等の設備を備え、下水は水質汚濁防止法等関連法規の規制に基づき衛生的に処理されること。

カ 汚物等の処理は、消毒、焼却等、合法かつ適切な処理ができること。

キ ふ卵施設にはふ卵設備を備えていること。ふ卵設備は健康なひなを生産するのに十分な温度、湿度及び換気の調節をすることができる構造であること。ふ卵後の処理を衛生的に実施できる施設設備を有すること。

3 器材に関する事項

- （１）ふ卵機、洗浄、消毒に用いる器材は専用のものを備えていること。
- （２）ふ化後の卵殻等汚物を収納するための容器又は袋を備えていること。
- （３）ふ卵施設等に新たに器材等を持ち込む場合、消毒を行うこと。
- （４）作業衣及び長靴は専用のものを２組以上備えていること。その他、外来者のための作業衣、長靴等を備えていること。
- （５）検卵器具を備えていること。
- （６）器材の保守点検等に関する標準作業書を有すること。

4 検査場所の責任者に関する事項

- （１）検査場所の責任者は、家畜防疫官の指示事項を完全に励行すると認められる者であること。
- （２）検査場所に出入りする場合は、輸入検査開始１週間前からふ化したひなが育すう舎に移動し検疫を終了するまでの間、当該種卵以外の種卵、当該種卵ふ化後の初生ひな以外の家きん及びその死体、排せつ物等に接触しないこと。また、輸入検査開始前１週間以内に海外渡航していないこと。

5 種卵管理者に関する事項

- （１）種卵管理者は、専任で輸入種卵の管理を行い、輸入検査開始１週間前からふ化したひなが育すう舎に移動するまでの間、当該種卵以外の種卵、当該種卵ふ化後の初生ひな以外の家きん及びその死体、排せつ物等に接触しないこと。また、輸入検査開始前１週間以内に海外渡航していないこと。
- （２）種卵管理者は、種卵及び初生ひなの飼養管理及び育すうに関する専門的な知識並びに家畜衛生に対する理解を有し、家畜防疫官の指示事項を励行できると認められる者であること。
- （３）高病原性鳥インフルエンザを疑う所見について理解し、異状を発見した際は直ちに家畜防疫官に報告することを遵守できる者であること。
- （４）年１回以上健康診断を受けること。また、種卵及び種卵ふ化後の初生ひなに悪影響を与えるおそれがあると考えられる健康状態の場合は、種卵及び種卵ふ化後の初生ひなの管理に従事しないこと。

6 検査場所の防疫・衛生管理に関する事項

- (1) 種卵の輸送等を的確に行うための標準作業書を有すること。
- (2) 種卵ふ化後の初生ひなの育すう舎への移動等を的確に行うための標準作業書を有すること。
- (3) 種卵の管理等を的確に行うための標準作業書を有すること。
- (4) 従事者の防疫管理を的確に行うための標準作業書を有すること。また、従事者の海外渡航歴を記録する記録簿等を備えていること。
- (5) 埋却の用に供する土地の確保又は焼却のための準備措置が講じられていること。

第2章 初生ひな及び種卵の輸入検疫

1 届出前の指導

家畜防疫官は、検疫手続が円滑に実施できるよう輸入予定者又はその代理人に対し、関係法令（家畜衛生条件を含む。）、検疫手続及び輸入者の責務について説明する。

また、初生ひなについては、その脆弱性を考慮し、ふ化後最短時間（経路）かつ至適環境下で輸送を計画するよう指導する。種卵については、輸送による破損を防止し、至適環境下で輸送を計画するよう指導する。

2 輸入に関する届出

(1) 届出の方法

法第 38 条の 2 及び規則第 47 条の 3 に基づく輸入の届出は、到着予定日の 70 日前から 40 日前の間に、「動物の輸入に関する届出書」（別記様式第 9 号。以下「届出書」という。）を輸入者から動物検疫所長に提出させることにより行わせる。届出事項に変更が生じた場合、速やかに「初生ひな及び種卵の輸入に関する変更届出書」（別記様式第 10 号）を提出させる。

届出書の「その他参考となるべき事項」の欄には、仕向先農場の名称及び住所、生産農場及びふ化場の所在州等を記入させる。

(2) 動物検疫所長の通知

動物検疫所長は、届出事項を審査し、また、変更届出書が提出された場合は再度審査し、次のとおり対応する。

ア 輸入して差し支えないと認めた場合

ロット番号を付し、法第 40 条第 1 項の検査を行う係留場所を輸入者、到着港所長及び検査担当所長に通知する。

イ 輸入検査の円滑な実施が困難と認めた場合

輸入者に対し輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示する。

(3) 到着港所長及び検査担当所長の対応

(2) アの通知を受けた到着港所長及び検査担当所長は、仕出国、寄港地等の家畜衛生状況等に関する情報を収集し、関係者と必要な調整を行い初生ひな等の輸入前までに検査の実施体制を整える。

検査担当所長は、「輸入家畜の取扱いについて」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 674 号。以下同じ。）の 1 の (3) のアにより、着地検査を実施する都道府県（以下「着地検査実施都道府県」という。）畜産主務課長に届出書の写しを通知するとともに、検査場所管轄都道府県畜産主務課長に情報提供する。

3 輸入検査の申請

(1) 申請の方法

法第 40 条第 1 項に基づく輸入検査の申請は、「輸入検査申請書」（別記様式第 11 号）を到着港所長及び検査担当所長に提出させることにより行わせる。

輸入検査申請書は、円滑な検査実施のため、到着予定日の少なくとも 2 日前までに

提出させ、輸入検査申請書中の「備考」の欄に第2章2の(2)のロット番号を記入させる。また、仕向先、仕出国等に関する情報を提出させる。

検査担当所長に提出する輸入検査申請書には、「係留検査に係る届出・誓約書」(別記様式第12号)及び「育すう管理者等についての届出・誓約書」(別記様式第13号)を添付させる。

(2) 輸送計画書の提出

到着港所長は、到着予定日の少なくとも2日前までに輸送計画書(別記様式第14号)を提出させる。

(3) 蔵置、輸送等に係る関係者との打合せ及び指導

到着港における検査を担当する動物検疫所(以下「到着港動物検疫所」という。)の家畜防疫官は、初生ひな等の輸入に当たり、次の事項について輸入者、航空会社等と打合せ及び指導を行う。

- ア ふ化場等の生産農場から第2章5の検査を終えて検査場所に搬入するまでの間、温度、湿度等初生ひな等の周囲の環境を動物福祉上適正に保つこと。
- イ 初生ひなは、ふ化から検査場所での餌付けまでの時間が最短となるよう輸送の手配をするとともに、輸送遅延や事故に備えて、水分・栄養補給剤や温度・湿度を記録するデータロガーの使用に努めること。種卵についても、輸送中の状況を把握するため、データロガーの使用に努めること。
- ウ 申請に係る初生ひな等は、到着港において別ロットの初生ひな等及びその他の鳥類と区別し蔵置すること。
- エ 到着港における検査の立会については、事前に到着港動物検疫所に相談の上、到着羽数等に応じた人員を確保すること。
- オ 取卸し作業から検査場所へ搬入するまでの間、初生ひな等を衛生的に取り扱い、防疫上安全な輸送に努めること。また、検査場所へ直送すること。
- カ 防疫上安全に輸送が可能であり、輸送中適正温度を維持する空調を荷室に有する輸送車両を使用すること。また、輸送車両(車内及び荷台を含む。)は事前に清掃・消毒し、その運転者についても洗浄・消毒された靴、衣類等を着用すること。

(4) 都道府県への通知

輸入検査申請書を受理した検査担当所長は、検査場所における輸入検査が円滑に実施できるか検討し、以下のとおり対応する。

- ア 実施できると判断した場合、「輸入家畜の取扱いについて」の1の(3)のイにより、着地検査実施都道府県畜産主務課長に輸入検査申請書の写しを通知するとともに、検査場所管轄都道府県畜産主務課長に情報提供する。
- イ 実施できないと判断した場合、動物検疫所長と対応について協議する。

4 係留検査に係る輸入者への指示

(1) 輸入者及び育すう管理者等への係留検査に当たっての検査担当動物検疫所の家畜防疫官の指示は原則として次による。

- ア 初生ひな等の飼養管理及び検査の補助業務については、輸入者が家畜伝染病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、関税法等関係法令や家畜防疫官の衛生管理

に係る指示に基づき適切に実施できるよう責任を負うこと。

イ 別紙 2 のほか、家畜衛生上の指示事項を遵守し、初生ひな等の係留検査が円滑に実施できるよう努めること。

- (2) 指示事項は、検査場所指定時に既に指示している事項については指示対象から除くなど、各所の実情に応じて、輸入者、育すう管理者等と必要に応じて協議した上で、修正することができる。

5 到着港における検査等

第 3 章に従い実施する。

6 検査場所到着時の確認

検査担当所長は、検査場所の責任者に初生ひなが検査場所に到着後、速やかに到着羽数及び健康状態について確認を行わせるとともに、その結果を「輸入初生ひなの到着確認報告」（別記様式第 15 号）により報告させる。

種卵の場合は、種卵管理者に到着個数及び破損の有無について確認させ、その結果を「輸入種卵の到着確認報告」（別記様式第 16 号）により報告させる。

報告を受けた検査担当所長は、必要に応じ家畜防疫官に第 4 章 5 の立入検査を行わせる。

7 検査場所における係留検査

第 4 章に従い実施する。

8 輸入検疫証明書の交付

家畜防疫官は、法第 44 条に基づき、検査の結果初生ひな等が監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないと認められるときには、輸入者に輸入検疫証明書を交付する。輸入検疫証明書を書面により直接交付する場合は、家畜防疫官が「動物検疫所行政文書取扱要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 消安第 250 号）に基づき、受領簿等にその接受を記録する。ただし、必要がある場合は、受領者の同意を得た上で受領簿等に署名させる。

また、係留期間中における死亡、焼却等に対して輸入者から証明の求めがあった場合には、当該証明書を交付する。

9 検査結果の都道府県への通知

検査担当所長は、輸入検疫証明書の交付後速やかに、着地検査実施都道府県畜産主務課長に、輸出国における検査結果及び動物検疫所における検査結果等を「輸入家畜の取扱いについて」の 2 の (2) により通知するとともに、検査場所管轄都道府県畜産主務課長に情報提供する。

10 監視伝染病摘発に伴う都道府県への通知

- (1) 検査担当所長は、監視伝染病を拡散するおそれがあると認められた初生ひな等を摘

発した場合、「輸入家畜の取扱いについて」の２の（１）により、当該初生ひな等及び当該初生ひな等と同一ロットの初生ひな等の着地検査実施都道府県畜産主務課長に通知するとともに、検査場所管轄都道府県畜産主務課長に情報提供する。

- （２）検査担当所長は、第４章７の（１）の検査に基づく処置として、殺処分、全群のとう汰又は輸出国への返送等を行った場合、「輸入家畜の取扱いについて」の２の（２）により、当該初生ひな等及び当該初生ひな等と同一ロットの初生ひな等の着地検査実施都道府県畜産主務課長に通知するとともに、検査場所管轄都道府県畜産主務課長に情報提供する。

11 国内において法第 32 条に基づく家きんの移動の制限が実施された場合の対応

- （１）到着港所長は、到着港から検査場所までの初生ひな等の運搬において制限区域内を通過しないよう輸入者に指示する。

検査担当所長は、検査場所から仕向先農場までの初生ひなの運搬において制限区域内を通過しないよう指示する。

制限区域内を通過しなければならない場合は、到着港所長又は検査担当所長は、事前に企画管理部長及び当該区域を管轄する都道府県、検査場所管轄都道府県及び着地検査実施都道府県畜産主務課と協議する。

- （２）検査担当所長は、仕向先農場が制限区域内に所在する場合、企画管理部長、輸入者及び着地検査実施都道府県畜産主務課と事前に協議する。

- （３）到着港所長又は検査担当所長は、到着港又は検査場所が制限区域内に所在する場合、動物検疫所長と協議の上、到着港、検査場所又は輸入時期の変更等について輸入者に指示する。

また、係留検査中に検査場所が制限区域内となった場合、検査担当所長は企画管理部長及び検査場所管轄都道府県畜産主務課と協議を行う。

係留検査受検上の留意事項

係留検査を受検する上で遵守すべき事項は、次のとおりとする。ただし、身体に危険が及ぶおそれがある場合は、この限りではない。

1 初生ひな等の健康等のリスクに関する留意事項

係留期間中は、次のリスクがあることをあらかじめ十分認識すること。

- (1) 輸送によるストレス、給餌する飼料、畜舎、気候等の環境変化により、係留期間中の初生ひな等の体調に変調を来す場合があること。
- (2) 初生ひな等の移動、搬出入、採材及びこれらに伴う保定作業、日常の飼養管理等において突発的に発生する事故等のやむを得ない事情により、初生ひな等が負傷、場合によっては死亡する場合があること。
- (3) 係留期間中に監視伝染病の摘発があった場合、係留延長、殺処分等の措置がとられる場合があること。

2 検査場所への出入りに関する留意事項

- (1) 検査場所の責任者、育すう管理者等その他家畜防疫官が認めた者に対し、本「係留検査受検上の留意事項」を周知徹底させること。
- (2) 検査場所へ出入りを認められた者は、その都度、シャワー等で身体を洗浄の上、所定の場所で専用の衣服に更衣し、専用の長靴に履き替え、手指及び長靴の消毒を行うこと。また、検査場所から退場する際は、シャワー等で身体の洗浄及び手指の消毒を行うこと。

3 育すう管理者等に関する留意事項

- (1) 育すう管理者等は、原則として初生ひな等の飼養管理の従事前一週間は、家きんとの接触がなく、海外から入国又は帰国していないこと。やむを得ずこれらに抵触する者が初生ひな等の飼養管理を行う場合は、事前に家畜防疫官に報告し、指示を受け、これに従うこと。
- (2) 育すう管理者等は、初生ひなによる負傷に十分注意を払うこと。
- (3) 育すう管理者等が複数の場合は、家畜防疫官の指示事項の伝達及びその履行を徹底させるため、輸入者は育すう管理者等の中から責任者を指名してこれに当たらせること。

4 係留施設の維持、管理に関する留意事項

衛生害虫（はえ、蚊、アブ、ゴキブリ等）の発生防止について、十分な対策を講じること。

5 その他の留意事項

(1) 国内において家畜伝染病予防法第 32 条の規定に基づく家畜等の移動制限が実施された場合、原則として次のとおりとする。

ア 育すう管理者等、到着港での取卸し作業者及び輸送車両の運転者（助手を含む。）は、移動制限区域内で家きんを飼養する者以外の者としてすること。

イ 検査場所に出入りする車両及び係留検査を受ける初生ひな等の輸送車両は、検査場所の出入り又は初生ひな等の輸送の直前一週間は、移動制限区域内で家きん及び関連物資を積載しなかったものを使用すること。

(2) 執務時間外の緊急連絡先は、あらかじめ家畜防疫官が通知した連絡先とする。

第3章 到着港における検査等

1 検査手順

- (1) 家畜防疫官は、到着した初生ひな等について、輸出国政府機関の発行した検査証明書、証明事項、到着羽数又は到着個数について確認を行うとともに、次のア又はイの検査を実施する。

ア 初生ひな

全ての輸送箱について、監視伝染病を疑う症状の有無について臨床検査を実施し、死亡羽数、輸送環境（ムレ、寒冷感作）、積載状況等を確認する。

イ 種卵

「畜産物の輸入検査要領」（令和5年3月24日付け4動検第1322号）の別紙1－2の表5により、申請数量に対応した梱包数を下限として無作為に抽出して開梱し、破卵数（卵殻の破損、ひび割れ等）を確認する。なお、梱包数が3箱に満たない場合にあっては、全量について検査を実施する。

- (2) 到着港における検査及び死亡・とう汰ひな、破卵等の採取に当たっては所要時間を短縮することにより、初生ひな等へのストレスを軽減するため、輸入者の協力を得て行う。

また、初生ひなをとう汰して検査材料を採取する場合は、当該初生ひなの衰弱状況等から予後等を勘案の上、輸入者の理解と協力を得て実施する。

2 検査に基づく処置

- (1) 家畜防疫官は、第3章1の検査において、初生ひなが監視伝染病を拡散するおそれがあると認められた場合は、輸入者に対し消毒、隔離等の検査に基づく処置を指示又は実施する。

- (2) 到着港所長は、初生ひなにア又はイの異常所見等を認めた場合は、ウにより対応する。ただし、死亡原因が温度感作、圧死等物理的要因であると判断した場合は、この限りではない。

ア 高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）を疑う異常所見を認めた場合（死亡羽数によらず、様相が通常と異なる死亡・衰弱等）

(ア) 特定の輸送箱（雌雄、生産農場等）で複数の初生ひながまとまって死亡又はまとまってうずくまっている場合

(イ) チアノーゼ、沈うつ等の症状を呈しているひな（死亡又は衰弱）がいる場合

イ アの異常が認められないいわゆる大量死（死亡・とう汰率がおおむね3%以上）を認めた場合

ウ 初生ひなにア又はイの異常所見等を認めた場合の対応

(ア) 到着時に認められた異常所見等を整理し、「高病原性鳥インフルエンザを疑う異常所見等に関する報告（到着時検査）」（別記様式第17号）により企画管理部長に報告する。

(イ) 異常所見等を認めた場合は、別表1により、簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）を実施する。簡易検査の結果が陰性で、かつ防疫

上安全に輸送が可能な車両（トラック等）である場合は、第 3 章 3 の措置をとる。

（ウ）（イ）の簡易検査の結果が陽性となった場合には、「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 動検第 1281 号）の別添 2 の 1 の（3）及び（4）に基づき対応するとともに、精密検査部又は精密検査が実施可能な動物検疫所と調整を行い、別表 1 に基づく精密検査を依頼する。

（エ）病性判定の結果に基づき、第 4 章 7 の（1）と同様の対応とする。

3 検査場所への送致

家畜防疫官は、第 3 章 1 及び 2 の検査の結果、初生ひな等に監視伝染病を疑う異常所見等が認められなかった場合、輸入者に対し、初生ひな等を検査場所に運搬するための輸送経路、輸送のための車両等、運搬した後の初生ひな等を検査した場所、取卸し機材等の消毒及び汚物等の処理、その他防疫上安全に輸送が行われるために必要な事項について指示する。

4 検査結果の報告

家畜防疫官は、第 3 章 1 及び 2 の検査結果、第 2 章 3 の（3）の遵守状況等を電子情報処理組織等により登録する。

5 検査材料の保存

採取した死亡・とう汰ひな、破卵等は、到着港動物検疫所で冷凍保存（少なくとも 3 か月間）し、滅菌後廃棄処分又は外装消毒後焼却処分する。ただし、物理的な損傷による大量の破卵が生じた場合には、検査担当所長と調整する。

第4章 検査場所における係留検査

1 係留期間

初生ひなの係留期間は、規則第 50 条に基づく係留期間（初生ひなが係留施設に到着した日及び係留施設から搬出する日を除く。）とする。種卵にあっては、最終ふ化日を起算日とする 14 日間が終了するまでを係留期間とする。動物検疫所長は、規則第 50 条第 1 項の期間を延長する必要がある場合、上部機関と調整の上期間を決定する。

2 係留期間中に実施する検査

- (1) 係留期間中に実施する検査は、「動物の輸入検査における検査実施項目等の指針」（平成 12 年 4 月 27 日付け 12 動検第 687 号。以下「検査指針」という。）に基づき行う。
なお、鳥インフルエンザ（HPAI、低病原性鳥インフルエンザ（以下「LPAI」という。）及び鳥インフルエンザをいう。以下同じ。）及びサルモネラ症（家きんサルモネラ感染症、サルモネラ症及び監視伝染病以外のサルモネラ属菌による感染症をいう。以下同じ。）の検査については、検査指針のほか別紙 3 に従う。
- (2) 検査担当動物検疫所で対応できない精密検査の実施に当たっては、精密検査部又は精密検査が実施可能な動物検疫所と事前に調整を行い、精密検査を依頼する。
- (3) 係留期間中の輸入者等による自主検査（係留期間中に採取した材料を用いた搬出後の検査を含む。）は、原則認めない。
- (4) 空舎期間中に検査場所、付帯施設又は資材（飼料、給与水、敷料等）の自主検査を実施する場合は、原則輸入検疫開始までに検査結果を出すこと。

3 検査場所における死亡・とう汰ひな等の採材

(1) 初生ひな

家畜防疫官は、検査場所の責任者にア及びイを指示する。

ア 死亡・とう汰ひなを検疫日ごとに日付、雌雄及び羽数を記載した未使用のビニール袋に入れて冷凍保存すること。

イ 輸送箱の新鮮便付着敷料を箱ごとに未使用のビニール袋に入れて冷凍保存すること。

(2) 種卵

家畜防疫官は、検査場所の責任者にアからウまでを指示する。

ア 検査場所到着後に破卵の有無を確認する。その後、種卵を消毒すること。破卵は輸入検疫後に適切に処理すること。

イ ふ卵開始後、検卵してもふ化率に悪影響を及ぼすことがない日数以降に少なくとも 1 回以上検卵器等を用いて全数検卵を行い、発育中止卵を採取すること。検卵日は、家畜防疫官と事前に協議すること。採取した発育中止卵は、卵殻上に保管日、系統及びふ卵機番号を記入又は確認できるようにした上で冷蔵保存すること。採取した発育中止卵については、家畜防疫官の指示がある場合、検査担当動物検疫所に送付すること。なお、保存が必要な発育中止卵の数は、200 個（200 個に満たない

場合は全数)とし、系統ごとにわかるように保管すること。家畜防疫官がこれ以上の保存が必要ないと判断した場合は、別途指示する内容に従うこと。保存しない発育中止卵については、輸入検疫終了後に、適切に処理すること。

ウ ふ化後の死亡・とう汰ひなは、(1)のアに準じて採取日を記入した未使用のビニール袋に入れて冷凍保存すること。なお、ふ化当日の死亡・とう汰ひな(弱小・虚弱ひなを含む。)については、200羽(200羽に満たない場合は全羽)冷凍保存する。保存しないふ化当日の死亡・とう汰ひなについては、輸入検疫終了後に、適切に処理すること。

4 係留期間中の検査場所からの報告

(1) 家畜防疫官は、育すう管理者に係留期間中、毎日、初生ひなの健康状態、死亡羽数等を観察するよう指導し、その結果を「育すう日誌」(別記様式第4号)により毎日報告させる。また、必要に応じ「育すう成績報告書」(別記様式第6-1号)を報告させる。

種卵については、種卵管理者に係留期間中、検卵してもふ化率に悪影響を及ぼすことがない日数以降に少なくとも1回以上検卵器具等を用いて全数検卵を行うよう指導し、その結果を「種卵管理日誌」(別記様式第5号)により報告させる。ふ化後、育すう舎に移動する前に初生ひなをとう汰する場合には、「種卵管理日誌」の備考欄にその羽数を記入させる。なお、ふ化後は初生ひなと同様に「育すう日誌」により毎日報告させ、必要に応じ「種卵管理及び育すう成績報告書」(別記様式第6-2号)を報告させる。

(2) 家畜防疫官は、育すう管理者等に初生ひな等に HPAI を疑う、通常とは異なるアからオまでのいずれかの所見を認めた場合、直ちに検査場所の責任者に連絡するとともに家畜防疫官に報告するよう指示する。

ア 特定のチックガード(又は区画)内に複数のひながまとまって死亡又はまとまって衰弱している

イ チアノーゼ・沈うつ等の症状を呈しているひな(死亡又は衰弱)がみられる

ウ 1日のうちでも午前/午後で死亡又は衰弱ひなの増加が見られる等、活力の低下が群内に進行している

エ 種卵に大量の発育中止卵がみられる

オ その他 HPAI を疑う通常とは異なる所見

5 立入検査

(1) 係留期間中の家畜防疫官の立入検査はアからエまでのとおり実施する。ただし、到着港における検査、検査場所到着時の検査、係留検査中の観察等において、初生ひな等に家きんの監視伝染病を疑う異常所見が認められない場合、搬入時検査及び随時検査は省略することができる。

ア 搬入時検査

検査場所に到着した直後に実施する。

イ 採材時検査

鳥インフルエンザ及び抽出ロットのサルモネラ症の検査のため、別表 1 及び別表 2 に従って検疫第 4～6 日目に実施する。なお、種卵の場合、最終ふ化日を起算日とする。

ウ 最終検査

係留検査期間の終了時に実施する。

なお、以下の条件を満たしている場合には、本検査は情報通信機器を活用したオンラインによる遠隔検査（以下「リモート検査」という。）に代えることができる。

- (ア) 係留期間を通して家きんの監視伝染病を疑う異常所見が認められないこと。
- (イ) 検査場所にカメラ機能付き通信機器、通信設備等のリモート検査に必要な環境が整っていること。
- (ウ) GSS 端末で許可されている Teams アプリを使用して映像をやり取りするなど、セキュリティ上問題のない方法で映像のやり取りが可能であること。
- (エ) 輸入者等の関係者と事前に調整（最終検査時に映像が鮮明でない場合などは急遽、立入検査が必要となる可能性がある等）がなされており、家畜防疫官がリモート検査に支障があると懸念する事項がないこと。

エ 随時検査

育すう管理者等からの育すう日誌又は種卵管理日誌による報告、死亡羽数の推移等を勘案し、家畜防疫官が立入検査の必要があると判断した場合に実施する。

特に、育すう管理者等から第 4 章 4 の（２）の報告を受けた場合、大量死の報告を受けた場合、その他死亡羽数の推移等から HPAI が疑われると判断した場合は、次の（ア）から（ウ）までにより対応する。ただし、死亡原因が気温や湿度の急激な変化、飼養管理のための設備の故障、火災、風水害その他の非常災害であることが明らかな場合は、この限りではない。

- (ア) 検査担当所長は、検査場所で認められた異常所見等を整理し、「高病原性鳥インフルエンザを疑う異常所見等に関する報告（係留検査）」（別記様式第 18 号）により企画管理部長に報告する。また、検査場所管轄都道府県畜産主務課長に対し、随時検査を実施することを速やかに連絡する。
- (イ) 検査担当所長は、随時検査を行い、育すう管理者等に対し消毒等を指示するとともに、別表 1 により検査を実施する。
- (ウ) 検査担当所長は、（イ）の検査の結果が陽性となった場合には、「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領」の別添 2 の 1 の（３）及び（４）に基づき対応するとともに、別表 1 に基づく遺伝子検査を実施する。検査担当動物検疫所で遺伝子検査を実施することができない場合は、精密検査部又は精密検査が実施可能な動物検疫所と調整を行い、別表 1 に基づく精密検査を依頼する。

なお、随時検査を検疫第 4～6 日目に行う場合は、検査担当所長の判断により採材時検査を兼ねることができる。

- (２) 立入検査は、検査場所の責任者又は育すう管理者等の立会を求めて実施し、初生ひなの臨床検査、育すう日誌等記録簿の点検、標準作業書の遵守状況の確認、検査場所の責任者又は育すう管理者等からの聴取調査を行うとともに、必要に応じて精密検査

材料の採取を行う。

6 到着港所長に対する検査の依頼

立入検査の結果、監視伝染病が摘発された場合又は検査担当所長が必要と判断した場合は、検査担当所長は到着港所長に対し、到着時検査で採取した保存中の材料を用いた検査を依頼する。ただし、到着港動物検疫所では当該検査の実施が困難であると到着港所長が判断した場合は、到着港動物検疫所から精密検査部又は精密検査が実施可能な動物検疫所へ材料を送付し、当該検査を実施する。

7 検査に基づく処置

(1) 初生ひな等に対する処置

検査担当所長は、立入検査及び精密検査の結果、初生ひな等が監視伝染病を拡散するおそれがあると認めた場合は、輸入者及び検査場所の責任者に殺処分等の処置の実施を指示する。

ただし、鳥インフルエンザについては、病性判定の結果に従いア又はイにより対応する。

ア HPAI 又は LPAI の患畜又は疑似患畜と判定された場合

「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領」の別添2の3及び4に基づき対応する。

イ HPAI、LPAI いずれにも該当しない鳥インフルエンザと判定された場合

初生ひなが家きんの監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないと認められる場合には、仕向先都道府県と調整の上、解放する。

(2) 検査場所の施設等に対する処置

家畜防疫官は、初生ひな等について検査に基づく処置の後、汚染物品の適切な処理と育すう舎、ふ卵施設等並びに機材等の消毒を実施するよう検査場所の責任者に指示する。

(3) 空舎期間中における検査及び処置

ア 鳥インフルエンザウイルスが分離された場合

別紙3の対応を実施する。

イ 監視伝染病のサルモネラ属菌が分離された場合

(ア) 初生ひな等を収容した育すう舎、ふ卵施設等について、検査場所の責任者による(2)の処置を終了した後、家畜防疫官は、別表2により当該病原体の分離検査を実施する。

(イ) (ア)の検査の結果、当該病原体が分離された場合、検査担当所長は、当該病原体が分離されなくなるまで消毒を実施するよう検査場所の責任者に指示する。

ウ 監視伝染病以外のサルモネラ属菌が分離された場合

(ア) 初生ひな等を収容した育すう舎、ふ卵施設等について、検査場所の責任者による(2)の処置を終了した後、検査場所の責任者は検査材料を採取し、当該病原体の分離検査を実施し、検査担当所長に報告する。

(イ) (ア)の報告を受けた検査担当所長は、当該病原体が分離された場合は、当該病原体が分離されなくなるまで消毒・検査を反復するよう検査場所の責任者に指

示する。

8 その他

- (1) 検査担当所長は、係留期間中に、輸入者から自主的な初生ひな等の処分、返送等についての要望がなされた場合は、その理由を検討の上、関係法令及び検疫手続上問題がないと判断した場合、家畜衛生上必要な条件を付しこれを認めることができる。この際、輸入者から証明の求めがあった場合には、当該証明書を交付する。
- (2) 検査担当所長は、精密検査により分離された病原体が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に基づき獣医師による届出が必要な感染症の病原体である場合は、同法に定める方法に従って当該初生ひな等の輸入検査を実施している検査場所を管轄する保健所に届け出る必要があることに留意する。

鳥インフルエンザ及びサルモネラ症の検査対応

1 検査対象

(1) 鳥インフルエンザ

全ロットを対象に検査を行う。

(2) サルモネラ症

全ロットを対象に検査を行う。ただし、鶏初生ひな（種卵で輸入されたものは除く。）に限り平成 27 年度以降 7 ロット連続してサルモネラ属菌の摘発事例がない国から輸入されたロットについては抽出して検査を行う。抽出率は 25%とする。

企画管理部企画調整課は、検査担当動物検疫所へ抽出対象国を周知する。

検査担当動物検疫所は、検査対象ロットの抽出を行う。

2 検査方法

初生ひな等は、鳥インフルエンザについては別表 1 により、また、検査対象となったロットのサルモネラ症については別表 2 により検査を実施する。

3 鳥インフルエンザの摘発があった場合の空舎期間中における検査について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）の第 3 章第 14「家きんの再導入」、【留意事項 68】、【留意事項 69】、【留意事項 70】に準じて、消毒、環境検査、モニター家きんによる清浄性確認等を実施する。

別記様式第 1－1 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所
氏名

初生ひなの輸入検査場所指定申請書

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 40 条第 3 項ただし書の規定に基づいて、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 場所名
- (3) 責任者氏名
- (4) 連絡先
- (5) 育すう管理者氏名
- (6) 育すう舎（棟ごとに面積、収容可能羽数を記載するとともに、それらの合計を記載すること。）

2 輸入計画

- (1) 仕出国
- (2) 種類
- (3) 品種
- (4) 輸入予定年月日、輸入予定羽数及び輸入予定港
- (5) 輸入者名

3 添付書類

- (1) 申請場所の周辺図（周囲の環境、道路までの距離を含む。）
- (2) 申請場所の全面図（育すう舎から囲いまでの距離、囲いの構造、囲いの施錠の有無を含む。）
- (3) 育すう舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図
（育すう室の面積、前室の面積、育すう舎の面積、建物の構造（換気装置、ウインドレス、建物建材等）を含む。）
- (4) 育すう舎等のサルモネラ検査成績書
- (5) 標準作業書

別記様式第 1－2 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所
氏名

種卵及び初生ひなの輸入検査場所指定申請書

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 40 条第 3 項ただし書の規定に基づいて、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所 在 地
- (2) 場 所 名
- (3) 責 任 者 氏 名
- (4) 連 絡 先
- (5) 種卵管理者氏名、育すう管理者氏名
- (6) ふ卵施設等（施設ごとに収容可能個数、棟数及び面積を記載すること。）
- (7) 育 す う 舎（棟ごとに面積、収容可能羽数を記載するとともに、それらの合計を記載すること。）

2 輸入計画

- (1) 仕 出 国
- (2) 種 類
- (3) 品 種
- (4) 輸入予定年月日、輸入予定個数及び輸入予定港
- (5) 輸 入 者 名

3 添付書類

- (1) 申請場所の周辺図（周囲の環境、道路までの距離を含む。）
- (2) 申請場所の全面図（併設する育すう舎までの導線、施設から囲いまでの距離、囲いの構造、囲いの施錠の有無を含む。）
- (3) ふ卵施設等の見取図（立面図、平面図）及び設計図（施設ごとの棟数、面積及び配置状況が確認できるもの）
- (4) 育すう舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図
（育すう室の面積、前室の面積、育すう舎の面積、建物の構造（換気装置、ウインドレス、建物建材等）を含む。）
- (5) ふ卵施設等のサルモネラ検査成績書
- (6) 標準作業書

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省動物検疫所長 (支所長)

初生ひな・種卵の輸入検査場所の指定について（照会）

年 月 日付けで（申請者氏名）から別添写しのとおり家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 40 条第 3 項ただし書の規定に基づく初生ひな・種卵の輸入検査のための検査場所指定申請がありました。つきましては、当該場所を検査場所として指定して差し支えない場合には、当該場所及びその周辺における家きんの監視伝染病の発生状況等、下記事項について回答願います。

また、今後、当該場所が検査場所に指定された場合に、当該場所及びその周辺において家きんの監視伝染病が発生した場合には、速やかに通知願います。

なお、当該場所については、指定に先立ち当所の家畜防疫官が現地調査を行うこととしておりますが、その際には協力方併せてお願いいたします。

記

当該場所及びその周辺における最近 3 か月の家きんの監視伝染病の発生状況について

注：初生ひな又は種卵のいずれかに○をつけること。

別記様式第 3－1 号

初生ひなの輸入検査場所の指定について

1 検査場所の申請者

住 所
氏 名

2 検査場所及び責任者

名 称
所在地
責任者
連絡先

3 検査場所の概要

- (1) 種類
- (2) 育すう舎の棟数
- (3) 育すう舎の面積
- (4) 育すう室の面積
- (5) 収容可能羽数
- (6) その他

4 輸入計画の概要

(輸入時期、仕出国、品種、輸入予定羽数、輸入予定港)

5 指定のための現地調査の有無

6 指定年月日及び指定番号

年 月 日
農林水産省指令 動検 第 号

7 指定期間

年 月 日から
年 月 日まで

8 輸入者名

9 その他（新規、継続、再指定）

10 継続指定の場合、前回指定期間中の入検回数 回

別記様式第3－2号

種卵及び初生ひなの輸入検査場所の指定について

1 検査場所の申請者

住 所
氏 名

2 検査場所及び責任者

名 称
所在地
責任者
連絡先

3 検査場所の概要

- (1) 種類
- (2) ふ卵施設等の棟数
- (3) ふ卵施設等の面積
- (4) 収容可能個数
- (5) 育すう舎の棟数
- (6) 育すう舎の面積
- (7) 育すう室の面積
- (8) 収容可能羽数
- (9) その他

4 輸入計画の概要

(輸入時期、仕出国、品種、輸入予定個数、輸入予定港)

5 指定のための現地調査の有無

6 指定年月日及び指定番号

年 月 日
農林水産省指令 動検 第 号

7 指定期間

年 月 日から
年 月 日まで

8 輸入者名

9 その他（新規、継続、再指定）

10 継続指定の場合、前回指定期間中の入検回数 回

別記様式第4号

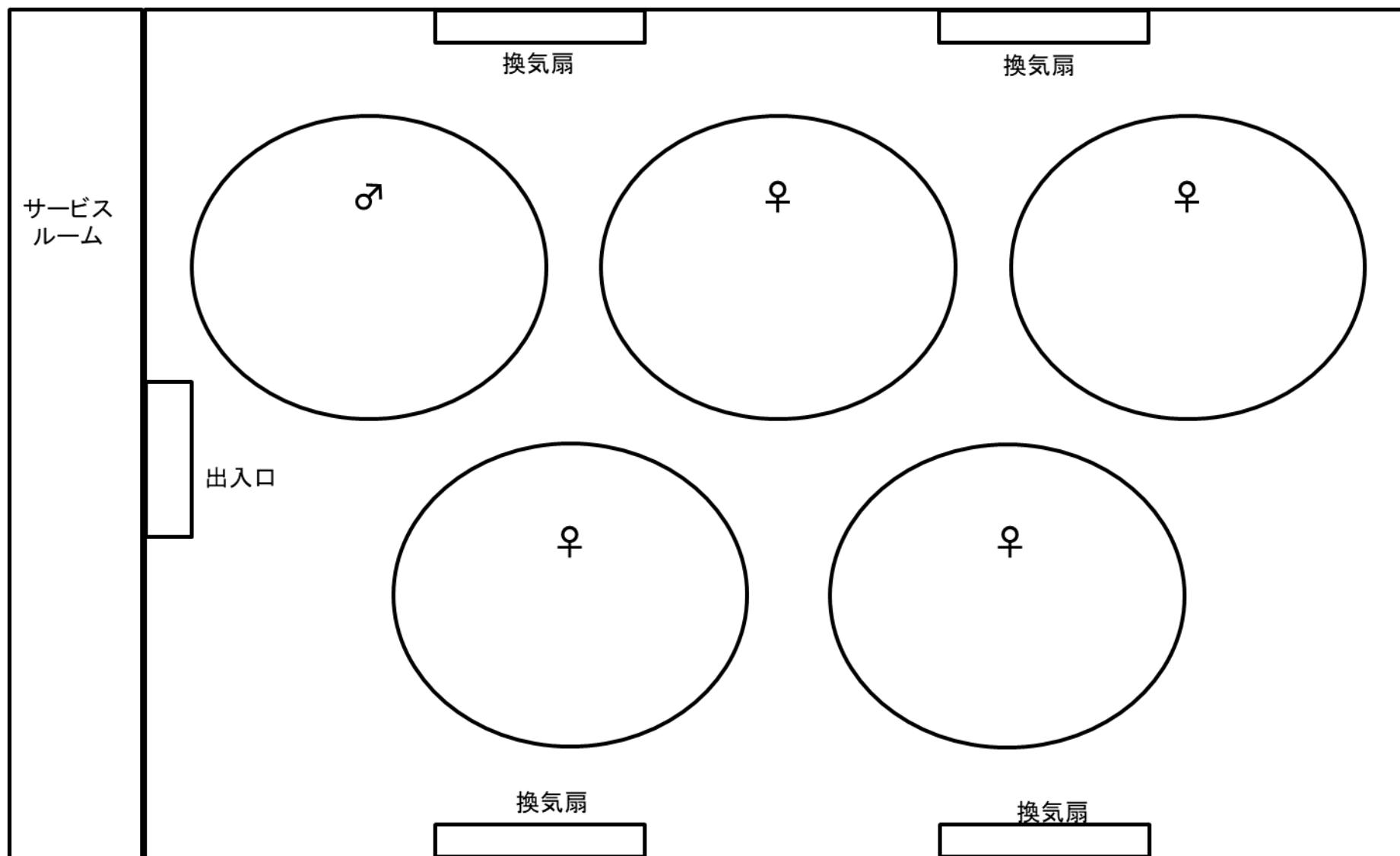
育すう日誌

検査場所名：
育すう管理者氏名：
種 類：

			月 日 (収容日)	月 日 1	月 日 2	月 日 3	月 日 4	月 日 5	月 日 6	月 日 7	月 日 8	月 日 9	月 日 10	月 日 11	月 日 12	月 日 13	月 日 14	月 日 15	月 日 16	月 日 17	月 日 18	月 日 19	月 日 20
天候																							
室内温度	午前9:00																						
	午後3:00																						
室内湿度	午前9:00																						
	午後3:00																						
飼育羽数		雄																					
		雌																					
		無鑑別																					
死亡ひな	羽数	雄																					
		雌																					
		無鑑別																					
	原因																						
	処置																						
とう汰ひな	羽数	雄																					
		雌																					
		無鑑別																					
	原因																						
	処置																						
死亡、とう汰ひなの計	雄																						
	雌																						
	無鑑別																						
異常ひなの有無	元気食欲のないもの																						
	下痢血便を認めたもの																						
	呼吸器症状のあるもの (鼻水のあるものを含む)																						
	眼症状のあるもの																						
	神経症状のあるもの (脚弱のあるものを含む)																						
	その他																						
薬剤投与等																							
飼料給与回数及び量																							
飼料の採食状況																							
ひな群の活力																							
体重測定(5%内外)	雄																						
	雌																						
	無鑑別																						
へい死ひな累計	雄																						
	雌																						
	無鑑別																						
とう汰ひな累計	雄																						
	雌																						
	無鑑別																						
死亡、とう汰ひな累計	雄																						
	雌																						
	無鑑別																						
検査場所到着時のひなの健康状況																							

別紙として育すう舎内のひな群配置図（収容状況）を添付すること。

育すう舎内のひな群配置図（収容状況）（例）



別記様式第5号

種 卵 管 理 日 誌

検査場所名：

種卵管理者氏名：

種 類：

ふ卵機番号： ふ卵開始日： ふ卵開始個数：

日 付		月 日 ふ卵開始 日	月 日 1	月 日 2	月 日 3	月 日 4	月 日 5	月 日 6	月 日 7	月 日 8	月 日 9	月 日 10	月 日 11	月 日 12	月 日 13	月 日 14	月 日 15	月 日 16	月 日 17	月 日 18	月 日 19	月 日 20	月 日 21	月 日 22	月 日 23
室 内 (貯卵する場 合には、貯卵 場所)	温度(℃)																								
	湿度(%)																								
ふ 卵 機	温度(℃)																								
	湿度(%)																								
ふ 化 機 (ハッチャー)	温度(℃)																								
	湿度(%)																								
検卵実施の有無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
種卵の重量																									
未 受 精 卵	確認個数																								
	処置																								
	累計																								
発 育 中 止 卵 ／死ごもり卵	確認個数																								
	処置																								
	累計																								
未受精＋死亡卵の合計(累計)		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
ふ卵機内個数																									
ふ化ひな羽数																									
備 考																									

＊この日誌は、最終ふ化日まで使用し、最終ふ化日以降は育すう日誌を用いる。

別記様式第 6 - 1 号

育すう成績報告書

ロット番号

検査場所の名称及び所在地

報告者氏名（検査場所の責任者）

種類

検査場所到着日時				年	月	日	時	分
検査場所到着羽数				雄				
				雌				
				無鑑別				
				計				
仕出国及び生産農場								
餌付時刻				年	月	日	時	分
品種	性別	輸送中及び係留検査中の死亡・とう汰羽数						健康羽数
		輸送中	収容日	1 週目 日 ～ 日	2 週目 日 ～ 日	3 週目 以降 日 ～ 日	計	
種	雄							羽
	雌							羽
	無鑑別							羽
	計							羽
初生ひなの健康状態								

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

検査場所
責任者氏名
連絡先

別記様式第 6－2 号

種卵管理及び育すう成績報告書

ロット番号

検査場所の名称及び所在地

報告者氏名（検査場所の責任者）

種類

検査場所到着日時		年		月		日		時		分	
仕出国及び生産農場											
検査場所到着個数											
消毒実施年月日		年		月		日					
ふ卵開始個数											
ふ卵開始日時		年		月		日		時		分	
最終ふ化年月日		年		月		日					
育すう舎移動日時		年		月		日		時		分	
餌付日時		年		月		日		時		分	
品種	性別	育すう舎移動後の死亡・とう汰羽数						計	健康 羽数		
		最終 ふ化日	育すう舎 移動日	1 週目 日 ～ 日	2 週目 日 ～ 日	3 週目 以降 日 ～ 日					
種	雄										
	雌										
	無鑑別										
	計										
初生ひなの健康状態											

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

検査場所
責任者氏名
連絡先

別記様式第 7 - 1 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所
氏名

初生ひなの輸入検査場所に係る変更届出書

年 月 日付け農林水産省指令 動検第 号をもって指定を受けた下記の検査場所について、初生ひなの輸入検査場所指定申請書の内容に変更が生じたので関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 検査場所
所在地
名 称
- 2 変更内容
変更前：

変更後：
- 3 変更理由
(変更となった理由を具体的に記載)
- 4 添付書類
(指定を受けたときの輸入検査場所指定申請書、指令書及び変更に係る資料)

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所
氏名

種卵及び初生ひなの輸入検査場所に係る変更届出書

年 月 日付け農林水産省指令 動検第 号をもって指定を受けた下記の検査場所について、種卵及び初生ひなの輸入検査場所指定申請書の内容に変更が生じたので関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 検査場所
所在地
名 称
- 2 変更内容
変更前：

変更後：
- 3 変更理由
(変更となった理由を具体的に記載)
- 4 添付書類
(指定を受けたときの輸入検査場所指定申請書、指令書及び変更に係る資料)

別記様式第 8－1 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所
氏名

初生ひなの輸入検査場所指定申請書（継続）

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 40 条第 3 項ただし書の規定に基づいて、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所 在 地
- (2) 場 所 名
- (3) 責任者氏名
- (4) 連 絡 先
- (5) 育すう管理者氏名
- (6) 育 す う 舎（棟ごとに面積、収容可能羽数を記載するとともに、それらの合計を記載すること）
- (7) 指定年月日 年 月 日
及び指定番号 農林水産省指令 動検 第 号
- (8) 指 定 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

2 輸入計画

- (1) 仕 出 国
- (2) 種 類
- (3) 品 種
- (4) 輸入予定年月日、輸入予定羽数及び輸入予定港
- (5) 輸入者名

3 添付書類（記載事項に変更がない場合は添付不要）

- (1) 申請場所の周辺図（周囲の環境、道路までの距離を含む。）
- (2) 申請場所の全面図（育すう舎から囲いまでの距離、囲いの構造、囲いの施錠の有無を含む。）
- (3) 育すう舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図
（育すう室の面積、前室の面積、育すう舎の面積、建物の構造（換気装置、ウインドレス、建物建材等）を含む。）
- (4) 育すう舎等のサルモネラ検査成績書
- (5) 標準作業書

別記様式第 8－2 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者住所
氏名

種卵及び初生ひなの輸入検査場所指定申請書（継続）

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 40 条第 3 項ただし書の規定に基づいて、下記の場所を検査場所として指定されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 申請場所

- (1) 所在地
- (2) 場所名
- (3) 責任者氏名
- (4) 連絡先
- (5) 種卵管理者氏名、育すう管理者氏名
- (6) ふ卵施設等（施設ごとに収容可能個数を記載すること。）
- (7) 育すう舎（棟ごとに面積、収容可能羽数を記載するとともに、それらの合計を記載すること）
- (8) 指定年月日 年 月 日
及び指定番号 農林水産省指令 動検 第 号
- (9) 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 輸入計画

- (1) 仕出国
- (2) 種類
- (3) 品 種
- (4) 輸入予定年月日、輸入予定個数及び輸入予定港
- (5) 輸入者名

3 添付書類（記載事項に変更がない場合は添付不要）

- (1) 申請場所の周辺図（周囲の環境、道路までの距離を含む。）
- (2) 申請場所の全面図（併設する育すう舎までの導線、施設から囲いまでの距離、囲いの構造、囲いの施錠の有無を含む。）
- (3) ふ卵施設等の見取図（立面図、平面図）及び設計図
- (4) 育すう舎の見取図（立面図、平面図）及び設計図
（育すう室の面積、前室の面積、育すう舎の面積、建物の構造（換気装置、ウインドレス、建物建材等）を含む。）
- (5) ふ卵施設等のサルモネラ検査成績書
- (6) 標準作業書

(別記様式第9号)

様式第二十一号の三

動物の輸入に関する届出書

届出者住所氏名

法人の場合には、その名称
及び代表者の住所氏名

年 月 日

動物検疫所長 殿

下記のとおり動物を輸入したいので、家畜伝染病予防法第38条の2第1項の規定により、
届出をいたします。

種	類	
頭	数	
区分	性別	
	年令別	
	生産地別	
輸入の時期（到着予定年月日）		
輸入の場所		
荷受人住所氏名		
荷送人住所氏名		
とう載予定地及びとう載予定年月日		
とう載予定船舶（航空機）名		
その他参考となるべき事項		

記入注意 その他参考となるべき事項欄には、輸入しようとする動物の用途、妊否及び種付年月日、仕向地
その他輸入検査上参考となるべき事項を記載すること。

別記様式第 10 号

初生ひな及び種卵の輸入に関する変更届出書		
動物検疫所長 殿		年 月 日
		(法人の場合には、その名称及び 届出者住所氏名 代表者の住所氏名)
年 月 日付け () で提出した 初生ひな・種卵 の輸入に関する届出については、下記のとおり変更したいので届出をいたします。		
届出受付番号		
変 更 理 由		
		変 更 前
		変 更 後
種 類		
頭 (羽) 数		
区 性 別		
分 年 令 別		
生 産 地 別		
輸入の時期 (到着予定年月日)		
輸 入 の 場 所		
荷 受 人 住 所 氏 名		
荷 送 人 住 所 氏 名		
と う 載 予 定 地 及 び		
と う 載 予 定 年 月 日		
と う 載 予 定 船 舶 (航 空 機) 名		
仕 向 地		
その他参考となるべき事項		

記入上の注意

- (1) 変更前の欄には、記入事項をすべて記入し、変更後の欄は変更事項の該当箇所のみを記入すること。
- (2) 仕向地の欄には、仕向先都道府県名を記入し、と畜場直行畜の場合は、と畜場名とその所在地を記入すること。
- (3) 初生ひな・種卵のいずれかに○をつけること。

(別記様式第 11 号)

様式第二十三号

輸 入 検 査 申 請 書

申請者住所氏名

法人の場合には、その名
称及び代表者の住所氏名

年 月 日

動物検疫所長 殿

下記のとおり輸入したいので検査を申請いたします。

種	類	
頭	数	
区 分	性 別	
	年 令 別	
	用 途 別	
	生 産 地 別	
経	歴	
仕 向	地	
荷 受 人 住 所 氏 名		
荷 送 人 住 所 氏 名		
と う 載 地 及 び と う 載 年 月 日		
と う 載 船 舶 (航 空 機) 名		
到 着 年 月 日		
備 考		

別記様式第 12 号

係留検査に係る届出・誓約書

年 月 日

動物検疫所 長 殿

輸入者 (法人の場合には、その名称及び
代表者の住所氏名)

住 所
氏 名

年 月 日付けをもって申請した初生ひな等の係留検査を受けるに当たって、下記の者を農林水産大臣の指定する検査場所に入出入りさせたく届出をいたします。

また、貴所からの初生ひな等の係留検査に係る指示については、これを完全に履行するとともに、農林水産大臣の指定する検査場所に入出入りする者に履行させることを誓約します。

記

氏 名	年齢	所 属 部 課	連絡先電話番号		過去一週間の海外からの入国 (帰国) 歴の有無。有の場合は 滞在国 (地域) 名及び期間
			昼 間	夜 間	

(記載上の注意事項)

輸入者の組織に所属しない者については、「所属部課」の欄は、所属会社名を記載すること。

(注) 本様式は、各所の実情に応じて修正を行うことができる。

別記様式第 13 号

育すう管理者等についての届出・誓約書

年 月 日

動物検疫所 長 殿

輸入者 (法人の場合には、その名称及び
代表者の住所氏名)

住 所
氏 名

年 月 日付けをもって申請した初生ひな等の係留期間中の育すう管理者等については、下記の者に行わせることとしたいので届出をいたします。

また、貴所からの初生ひな等の係留検査に係る指示については、これを完全に履行するとともに、育すう管理者等に履行させることを誓約します。

記

育すう管理者等 氏 名	年齢	勤務先名称等	過去一週間の海外からの 入国（帰国）の有無。有 の場合は滞在国（地域） 名及び期間	備考

（記載上の注意事項）

育すう管理者等の責任者は、表の最上段に記載すること。

（注）本様式は、各所の実情に応じて修正を行うことができる。

輸送計画書

年 月 日

輸入者：所属
氏名

年 月 日に 便で 空港に到着する初生ひな等（ロット番号：
）について、空港到着後から係留検査場所までの輸送を以下のとおり実施し、3の事項について遵守するとともに、事故のないよう充分に注意いたします。

1 到着空港における検査立会者所属・氏名・連絡先

2 送致方法

(1) 輸送車両

ア 運転者： 輸送中の緊急連絡先：

イ 車両ナンバー：

ウ 輸送車両の種類： ☐ チックバン

☐ チックバン以外（車両の種類： ）

※チックバン以外の場合、積載場所の空調及び防疫上安全に輸送可能な車両であることが分かる資料を添付すること

(2) 輸送車両の消毒実施予定日／使用薬剤／濃度

月 日／ ／

(3) 輸送経路（道路名等を記載）

※地図を添付すること

3 遵守事項

(1) 申請に係る初生ひな等は、到着港において別ロットの初生ひな等及びその他の鳥類と区別し蔵置します。

(2) 防疫上安全に輸送が可能であり、輸送中適正温度を維持する機能を有する輸送車両を使用します。また、輸送車両は事前に清掃・消毒します。

(3) 取卸し作業から動物検疫所による検査を終えて輸送車両に搭載するまでの間、温度、湿度等初生ひな等の周囲の環境を動物福祉上適正に保つよう努めます。

(4) 取卸し作業から検査場所へ搬入するまでの間、初生ひな等を扱う者は使い捨て手袋の着用等、衛生的な取扱いと防疫上安全な輸送に努め、検査場所へ直送します。

(5) ※必要に応じて遵守事項を追加する。

別記様式第 15 号

輸入初生ひなの到着確認報告

- | | | | | | | |
|---|----------|---|-----|---|---|---|
| 1 | 検査場所 | | | | | |
| 2 | 種類 | | | | | |
| 3 | 到着時間 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 |
| 4 | 到着羽数 | 羽 | 雄 | 羽 | | |
| | | | 雌 | 羽 | | |
| | | | 無鑑別 | 羽 | | |
| 5 | 到着時の死亡 | 羽 | 雄 | 羽 | | |
| | | | 雌 | 羽 | | |
| | | | 無鑑別 | 羽 | | |
| 6 | 餌付羽数 | 羽 | 雄 | 羽 | | |
| | | | 雌 | 羽 | | |
| | | | 無鑑別 | 羽 | | |
| 7 | 餌付時刻 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 |
| 8 | 到着時の健康状況 | | | | | |
| 9 | その他 | | | | | |

上記のとおり確認したので報告します。

動物検疫所 長 殿

検査場所
責任者氏名
連絡先

別記様式第 16 号

輸入種卵の到着確認報告

- | | | | | | | | | | |
|---|------------|--|---|--|---|--|---|--|-----|
| 1 | 検査場所 | | | | | | | | |
| 2 | 種類 | | | | | | | | |
| 3 | 到着時間 | | 年 | | 月 | | 日 | | 時 分 |
| 4 | 到着個数 | | | | | | | | 個 |
| 5 | 到着時の破卵個数 | | | | | | | | 個 |
| 6 | 到着時の状況 | | | | | | | | |
| 7 | ふ卵開始個数 | | | | | | | | 個 |
| 8 | ふ卵開始（予定）日時 | | 年 | | 月 | | 日 | | 時 分 |
| 9 | その他 | | | | | | | | |

上記のとおり確認したので報告します。

年 月 日

動物検疫所 長 殿

検査場所
責任者氏名
連絡先

企画管理部長 殿

動物検疫所 長

高病原性鳥インフルエンザを疑う異常所見等に関する報告（到着時検査）

到着時検査を実施中の初生ひなにおいて、高病原性鳥インフルエンザを疑う異常所見等を認めたので下記のとおり報告します。

記

- 1 種類
- 2 用途
- 3 仕出国
 - (1) 生産農場（名称及び所在地）
 - (2) ふ化場（名称及び所在地）
- 4 搭載機名
- 5 到着港
- 6 到着年月日時刻
- 7 到着羽数
- 8 到着時の死亡及びとう汰羽数（死亡率）
- 9 検査場所の名称及び所在地
- 10 配布先
- 11 同一ロットの検査場所（検査担当支所、出張所）
- 12 到着港で認められた異常所見等
異常ひなの羽数、異常ひなの輸送箱内の分布状況（雌雄、生産農場等）、主な症状、既に実施済の検査の有無（有の場合その結果（検査材料、検査法、検体数、陽性数））について記載すること。
- 13 検査の実施予定等
検査の実施予定（検査材料、検査法、検体数）等について記載すること。
- 14 輸入者等への指示事項、既に講じた措置等
- 15 その他関連事項（疫学情報など）

別記様式第 18 号

年 月 日

企画管理部長 殿

動物検疫所 長

高病原性鳥インフルエンザを疑う異常所見等に関する報告（係留検査）

（検査場所）において係留検査を実施中の初生ひな・種卵において、高病原性鳥インフルエンザを疑う異常所見等を認めたので下記のとおり報告します。

記

- 1 種類
 - 2 用途
 - 3 仕出国
 - （1）生産農場（名称及び所在地）
 - （2）ふ化場（名称及び所在地）
 - 4 搭載機名
 - 5 到着港
 - 6 到着年月日
 - 7 到着羽数
 - 8 到着時の死亡及びとう汰羽数（死亡率）
 - 9 検査場所到着羽数
 - 10 検査場所での死亡及びとう汰羽数（死亡率）、死亡羽数の推移
 - 11 検査場所の名称及び所在地
 - 12 指示書番号
 - 13 配布先
 - 14 同一ロットの検査場所（検査担当支所、出張所）
 - 15 検査場所で認められた異常所見等
異常確認の日時、通報時刻、異常ひなの日齢・羽数、異常ひなの育すう舎内の分布状況、主な症状（稟告）について記載すること。
 - 16 検査の実施予定等
随時検査出発時刻、簡易検査結果判明予定時刻、遺伝子検査結果判定予定時刻等について記載すること。
 - 17 育すう管理者等への指示事項、既に講じた措置等
 - 18 その他関連事項（疫学情報など）
- ※初生ひな・種卵のいずれかに○をつけること（種卵の場合は各項目名を適宜変更すること）。

別表 1 鳥インフルエンザの検査材料採取、処理方法及び検査方法

	到着港における検査		指定場所における検査	
	異常所見等が認められない場合	HPAI を疑う所見・大量死など、以下の異常所見を認めた場合	採材時検査	随時検査
		1 特定の輸送箱（雌雄、生産農場等）で複数のひながまとまって死亡又はまとまってうずくまっている場合 2 チアノーゼ・沈うつ等の症状を呈しているひな（死亡又は衰弱）が見られる場合 3 大量死（死亡・とう汰率がおおむね3%以上）を認めた場合		
材料採取	死亡・とう汰ひな、破卵全て	○初生ひな ・異常を呈しているひな（死亡・とう汰ひな 8 羽*以上、生存ひな 2 羽以上）10 羽以上から気管スワブ又は口腔スワブ及びクロアカスワブ（鶏以外）を採取 ※8 羽に満たない場合は全羽	○初生ひな ・検疫第 4 ～ 6 日目の死亡・とう汰ひな 30 羽以上から気管スワブ及びクロアカスワブを採取 30 羽未満の場合は、不足羽数分の生存ひなの口腔スワブ及びクロアカスワブを採取（弱小・衰弱ひなを含めて採取） ・生存ひな（異常ひなを優先して採取）30 羽以上から口腔スワブを採取 ※材料は、鳥インフルエンザ検査とサルモネラ検査を共用することができる。共用する場合、先に鳥インフルエンザ検査のための処理等を行う。	○初生ひな ・異常を呈しているひな（死亡・とう汰ひな 8 羽*以上、生存ひな 2 羽以上）10 羽以上から気管スワブ又は口腔スワブ及びクロアカスワブ（鶏以外）を採取 ※8 羽に満たない場合は全羽 ○種卵（発育中止卵） ・漿尿膜腔液又は胚など適した材料 30 個以上（30 個未満の場合は全数）採取
材料処理	検査担当所長からの検査依頼があった場合に実施	【簡易検査】 ○初生ひな（鶏） ・死亡・とう汰ひなの気管スワブ ・生存ひなの口腔スワブ ○初生ひな（鶏以外） ・死亡・とう汰ひなの気管スワブ及びクロアカスワブ ・生存ひなの口腔スワブ及びクロアカスワブ	【遺伝子検査】 ○初生ひな ・気管スワブ又は口腔スワブ 10 羽分を上限としてプール ・クロアカスワブ 10 羽分を上限としてプール	【簡易検査】 ○初生ひな（鶏） ・気管スワブ又は口腔スワブ ○初生ひな（鶏以外） ・気管スワブ又は口腔スワブ ・クロアカスワブ 【遺伝子検査】 ○種卵（発育中止卵） ・漿尿膜腔液又は胚など適した材料 10 個分を上限としてプール
検査方法	検査担当所長からの検査依頼があった場合に実施	・簡易検査	・遺伝子検査（LAMP 法、RT-PCR 法、rRT-PCR 法【SYBR Green 法又は TaqMan Probe 法】）	・簡易検査（初生ひなのみ） ・遺伝子検査（種卵のみ）（LAMP 法、RT-PCR 法、rRT-PCR 法【SYBR Green 法又は TaqMan Probe 法】）
簡易検査又は遺伝子検査（LAMP 法、RT-PCR 法若しくは rRT-PCR：SYBR Green 法）で陽性となった場合は、「動物検疫所特定家畜伝染病対策要領」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 動検第 1281 号。以下同じ。）の別添 2 の 1 の（3）及び（4）に基づき対応するとともに、遺伝子検査（rRT-PCR：TaqMan Probe 法）を実施する。遺伝子検査（rRT-PCR：TaqMan Probe 法）で陽性となった場合は、病性を判定するため、以下の検査を実施する。 1 H5・H7 亜型特定検査（rRT-PCR：TaqMan Probe 法） 2 病原性判定試験（鶏への接種試験又は HA 領域の遺伝子解析） 3 発育鶏卵を用いたウイルス分離検査				

別表２　サルモネラ症の検査材料採取、処理方法及び検査方法

1　サルモネラ症の検査材料採取、処理方法

	到着港における検査（検査担当所長から検査依頼があった場合に実施）	指定場所における検査	空舎期間中における検査
材料採取	1　初生ひな ・死亡・とう汰ひなを 30 羽以上（30 羽未満の場合は全数）採取 2　種卵 ・破卵を 30 個以上（30 個未満の場合は全数）採取	1　初生ひな ・死亡・とう汰ひなを 30 羽以上採取（1 日当たり最大 10 羽） 30 羽未満の場合は、不足羽数分の生存ひなのクロアカスワブを採取（弱小・衰弱ひなを含めて採取） ・新鮮便を全体からまんべんなく 30 個以上又は生存ひなのクロアカスワブ 30 羽以上採取 2　種卵（発育中止卵）（異常時のみ対象） 30 個以上（30 個未満の場合は全数）採取 3　必要に応じ次の材料を採取 ・飼料、輸送箱の敷料（輸送箱 6 箱程度から糞便数が多いものを各箱から 1 区画分選ぶ）、検査場所の敷料、給与水等	次の場所について、それぞれ 20 サンプルずつ、滅菌スキムミルクに浸したガーゼパッドを用いて採取 ・ふ卵施設等（床、壁、天井、ふ卵機、付帯施設等） ・育すう舎（床、壁、天井、育すう器、換気装置、給餌器、長靴等） ・管理人室等付帯施設（床、壁、天井等） ・その他必要な場所、汚染の疑いがある箇所の塵埃等
材料処理	1　初生ひな ・肝臓 採取材料 10 羽分を上限としてプール ・卵黄嚢 採取材料 10 羽分を上限としてプール 2　種卵 ・卵黄、卵白　10 個分を上限としてプール	1　初生ひな ・肝臓 採取材料 10 羽分を上限としてプール ・卵黄嚢 採取材料 10 羽分を上限としてプール 2　種卵（発育中止卵）（異常時のみ対象） ・種卵胎子の臓器（卵白、卵黄を含む。）10 個分を上限としてプール 3　クロアカスワブ、新鮮便 ・10 羽（個）分を上限としてプール 4　敷料 ・輸送箱の敷料 必要に応じプール ・検査場所の敷料 25g を 1 検体として処理 5　飼料 ・25g を 1 検体として処理 6　給与水 ・25mL を 1 検体として処理	各施設の床、壁、天井、機器、付帯施設等のガーゼパッドのぬぐい液 ・採取材料 10 サンプル分をプール

2　サルモネラ症の検査方法

	死亡・とう汰ひな、種卵	クロアカスワブ、新鮮便、輸送箱の敷料等	育すう舎内の床、壁、天井等の塵埃、飼料、給与水、綿毛等（注 4）
前増菌培養			○リン酸緩衝ペプトン水（BPW。以下同じ。） ・育すう舎内塵埃は、100mL の BPW に接種 ・飼料、給与水及び綿毛は、それぞれ 10 倍量の BPW に接種し、室温で振盪 1 時間後、37℃で 24 時間培養
増菌培養	○ハーナ・テトラチオン酸塩培地（HTT。以下同じ。） ・肝臓、卵黄嚢、種卵胎子の臓器（卵白、卵黄を含む。）を 10 倍量の HTT に接種し、41. 5℃で 24 時間培養 ○トリプトソイブイヨン（TSB。以下同じ。） ・肝臓、卵黄嚢、種卵胎子の臓器（卵白、卵黄を含む。）を 10 倍量の TSB に接種し、37℃で 24 時間培養	○HTT ・クロアカスワブを 10mL の HTT に接種 ・新鮮便、輸送箱の敷料等を 10 倍量の HTT に接種（注 3）し、41. 5℃で 24 時間培養	○HTT ・BPW 1 mL を HTT10mL に接種し、41. 5℃で 24 時間培養 ・必要に応じて、TSB による培養を実施
分離培養（注 1）	○ES サルモネラ寒天培地Ⅱ及び DHL 寒天培地（注 2） ・37℃で 24 時間培養		
遅延増菌培養	○HTT ・HTT で増菌培養したものを室温で 5 日間静置培養後、10 倍量の新しい HTT に接種して、41. 5℃で 24 時間培養		
性状確認	○TSI、SIM、リジン脱炭酸培地 ・分離培地上に発育したサルモネラ菌を疑うコロニーを各 3 個以上接種して、37℃で 24 時間培養		
血清型別	0 抗原型別、H 抗原型別		

（注 1）スクリーニング検査は、遅延増菌培養後の培養液に対して実施するものとし、DNA プローブ法又は LAMP 法で実施する。なお、スクリーニング検査で陰性を確認した場合は、その後の分離培養を省略できる。

（注 2）ノボビオシンナトリウム（20mg/L）を DHL 寒天培地に添加することにより分離率が向上する。

（注 3）輸送箱の敷料等は HTT 内で振盪し、糞便を抽出後、敷料等を除去して培養する。

（注 4）監視伝染病の病原体の場合は検査担当動物検疫所が、監視伝染病以外の病原体の場合は検査場所の責任者が検査を実施する。